

ふるさと納税制度がスタートしました！

「ふるさと宮崎 応援寄附金」のお願い

宮崎県東京事務所

1 「ふるさと宮崎応援寄附金」とは？

全国の皆様から「ふるさと宮崎」を応援する御寄附をお願いしています。

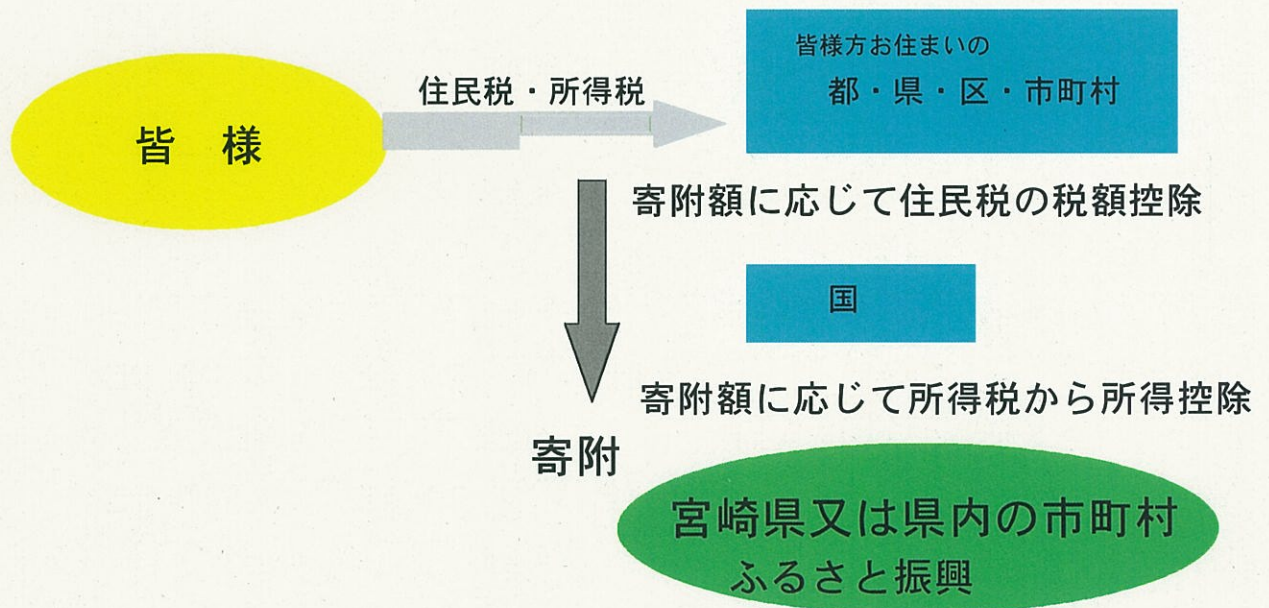
現在、お支払いの所得税や住民税の寄附金控除が受けられます。



★ふるさと納税制度★

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という寄附者の皆様の思いを生かすための仕組みです。

申告により、「寄附金－5,000円」について、住民税所得割の1割程度まで、所得税(今までの所得控除)とあわせて、住民税が税額控除されます。



2 寄附するには、どうすればいいの？

5,000円から受け付けております。

3 詳しくはホームページをご覧ください。

ふるさと宮崎応援 検索



宮崎県東京事務所

TEL 03-5212-9007 FAX 03-5215-5180

都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

※ 寄附者の方は寄附先の都道府県・市区町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際に以下の計算を行っていただく必要はありません。

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から5,000円を引きます。

(※) 1. 複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

2. 総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

- ② ①で求めた額に10%を乗じます

・・・[住民税の基本控除]

- ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。

[夫婦2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率]

年収	概ね600万円まで・・・	5%
	概ね780万円まで・・・	10%
	概ね1,200万円まで・・・	20%
	概ね1,430万円まで・・・	23%
	概ね2,380万円まで・・・	33%
	概ね2,380万円超・・・	40%

- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。

・・・[住民税の特例控除]

⑤の額は住民税所得割の1割が限度

$$\text{住民税の控除額} = \text{②} + \text{⑤}$$

給与収入700万円で夫婦2人のケースの計算例

[・所得税の限界税率10% ・住民税所得割額 293,500円]

